

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成29年11月27日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 町 田 義 昭

記

- 1 監査の範囲 平成29年度(平成29年4月～平成29年10月)の一般会計又は国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監査対象課
平成29年11月27日(月)	産業活力推進課 市民課 (国民健康保険特別会計・ 後期高齢者医療特別会計) 文化生涯学習課

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているものと認められる。

市民課(特別会計)及び文化生涯学習課については、文書事務の適正化について留意を求めた。